

平成23年5月13日

放送受信契約の未契約者に対する担当窓口変更通知の発送について

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず受信契約を結んでいただいていない事業所や世帯に対して、訪問や文書などを通じて受信料制度の意義などを誠心誠意説明し、ご契約とお支払いをお願いしておりますが、それでもなおご契約いただけない場合には、最終的な方法として民事訴訟を実施することとしています。
- 本日、これまで営業現場において受信契約の締結をお願いしてきたものの、これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した大阪府の事業所1件に対し、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付します。
- なお、首都圏以外の未契約事業所に対し、担当窓口を変更するのは初めてのことです。

未契約事業所をめぐっては、平成19年5月以降、今回を含めて9件の窓口変更通知を送付しましたが、昨年10月1日に送付した2件を含め、これまでの8件は全て円満に契約を締結し、お支払いをいただいています。